平成２１年（フ）第１４６１号
神奈川県大和市深見西６丁目６番24―307号
債務者　大内　　豊
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１号
静岡県菊川市加茂823番地の１　ラ・ロシュ・ブランシュⅡ―101号室
債務者　斉藤　由理
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月10日午後２時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第２号
岡山市北区東古松５丁目９番８号　メゾンラッコ３号
債務者　渡邉　雄二
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６６号
岡山市北区厚生町１丁目４番３号―201号
債務者　芦田　大樹
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８５号
岡山市東区古都南方2529番地３
債務者　浜　奈緒美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３６号
岡山市中区浜438番地　後藤アパート18号室
債務者　髙田　敏治
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３５８号
東京都板橋区前野町１丁目40―11―205
債務者　高野　松市
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０４５３号
東京都墨田区京島２丁目４―４
債務者　宮田　光夫
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５０４号
神奈川県厚木市妻田南１丁目23―14―402
債務者　重田佐智子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５１０号
東京都板橋区徳丸７丁目26―15―502
債務者　五十嵐結子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５５１号
長野県松本市大字島内3562―12
債務者　池田　孝久
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５５２号
北海道札幌市手稲区前田４条６丁目２―２―307
債務者　坂井由紀子（旧姓美柑）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５５３号
長野県長野市若穂川田3310―１
債務者　菅野　美奈（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５５４号
東京都羽村市富士見平２丁目９―18―507
債務者　船宝　　誠
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５５５号
東京都羽村市富士見平２丁目９―18―507
債務者　船宝　容子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部